

○千葉県屋外広告物条例施行規則

改正後

千葉県屋外広告物条例施行規則

昭和四十四年六月十四日

規則第四十六号

(帳簿の記載事項等)

第二十九条 略

2 略

3 前項に規定する帳簿について、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四十九号）第二条第四項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の保存を行う場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を屋外広告業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を屋外広告業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルにより保存する方法

4 略

6 略

改正前

千葉県屋外広告物条例施行規則

昭和四十四年六月十四日

規則第四十六号

(帳簿の記載事項等)

第二十九条 略

2 略

3 前項に規定する帳簿について、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四十九号）第二条第四項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の保存を行う場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を屋外広告業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を屋外広告業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

4 略

6 略